

令和6年度（令和6年9月～）
保育認定（2号認定・3号認定）保育料（保育短時間）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の各層区分			保育料（月額）		
市階層区分	減免区分	定 義	3号認定	2号認定	
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	—	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B	B0 B1	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	C0 C1	市町村民税課税世帯 所得割課税額	48,600円未満	0	
D1	D11 D12		72,800円未満	0	
D2	D21 D22		97,000円未満	0	0
D3	—		133,000円未満	0	0
D4	—		169,000円未満		
D5	—		301,000円未満		
D6	—		397,000円未満		
D7	—		397,000円以上		

第2子以降は無料

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料の減免	
・ C階層の場合 (C0) ・ D1階層 ・ D2階層のうち市町村民税所得割課税額が77,101円未満 (D21)	無料

2人以上子どもがいる多子世帯の保育料の減免	
第2子以降となる児童	無料

- (注)
- 1 年齢は、年度初日の前日における年齢です。（学齢と同じ考え方です）
 - 2 4月～8月までの保育料は、前年度の市町村民税の額により決定します。
9月～翌年3月までの保育料は、当該年度の市町村民税の額により決定します。
（9月に保育料の改定があります）
 - 3 満3歳に到達した日の属する年度中の保育料は、満3歳に到達して2号認定を受けても3歳未満児（3号認定）の保育料を適用します。
 - 4 市町村民税所得割課税額は税額控除（配当控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）前の額とします。
 - 5 第2子以降とは、教育・保育給付認定保護者と「生計を一にする」第2子以降の児童が算定対象となります。
 - 6 各階層の保育料は給付単価を限度とします。